

(案)

胆振東部国有林の地域別の森林計画  
第二次変更計画書

(胆振東部森林計画区)

計画期間 ( 自 令和 3年4月 1日 )  
                  ( 至 令和13年3月31日 )

樹立年月日 : 令和 2年12月25日  
第一次変更年月日 : 令和 3年12月24日  
第二次変更年月日 : 令和 5年12月 日

北海道森林管理局

## 胆振東部国有林の地域別の森林計画の変更について

### 【変更理由】

次の理由から森林法第7条の2第3項において準用する同法第5条第5項の規定に基づき、変更する。

- 1 造林の省力化により、収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を展開するため、低密度植栽等を推進することとして、造林及び保育に関する事項を変更する。
- 2 森林・林業基本計画を踏まえ、効率的な路網整備や間伐等の森林施業を推進するため、林道にかかる計画を変更する。

なお、本変更計画は、令和6年4月1日から適用する。

### 【変更項目】

- 1 本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、文中の下線部が変更・追加箇所である。
- 2 第Ⅲの別表については変更となる別表のみを掲載している。



【現行計画】

第3 森林の整備に関する事項

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

イ 人工造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の植栽本数

樹 種	基準本数(本数/ha)
トドマツ	3,000
アカエゾマツ、エゾマツ	3,000
カラマツ、グイマツ	2,500
広葉樹	4,000
クロマツ(海岸林)	10,000
その他針葉樹	3,000

注) 複層林施業については、上記の本数を目安としつつ、上木の樹冠下を避けた範囲を植栽区域とする。

【変更計画】

第3 森林の整備に関する事項

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

イ 人工造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の植栽本数

樹 種	植栽本数(本数/ha)
トドマツ	1,500~2,500
アカエゾマツ、エゾマツ	1,500~2,500
カラマツ、グイマツ	1,500~2,500
その他針葉樹	1,500~3,000
クロマツ(海岸林)	10,000
広葉樹	2,000~4,000

注) 複層林施業については、上記の本数を目安としつつ、上木の樹冠下を避けた範囲を植栽区域とする。

【現行計画】

第3 森林の整備に関する事項

3 間伐及び保育に関する事項

イ 主要な樹種の保育の時期等の目安は、次のとおりとする。

作業種別	樹種	保育作業の年次別計画																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
下刈	カラマツ	○	◎	○	○													
	トドマツ																	
	エゾマツ	○	◎	◎	○	○	○	○	○									
	アカエゾマツ																	
つる切・除伐	カラマツ						←	○	→									
	トドマツ																	
	エゾマツ									←	○	→			○	→		
	アカエゾマツ																	

注1) 春植を基準としているので、秋植は植付年度の翌年を1年目と読み替える。

2) 下刈の○は1回刈、◎は2回刈を示す。2回刈については必要性を勘案のうえ画一的な実施を避けること。トドマツ等の下刈で、8年目については必要な箇所に応用する。

3) つる切、除伐の←○→は標準年次と範囲を示している。

4) 地拵でササの根茎を除去した場合等においては、現地の状況に応じて下刈回数の削減に取り組む。

ウ 保育の作業方法

(ア) 下刈

下刈については、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために行うものとする。なお、目的樹種には、植栽木のみならず、現地の状況に応じ、高木性の天然更新木も含めるものとする（(イ)においても同様）。

下刈の終了時点の目安は、樹種、植生の種類により異なるが、大部分の植栽木が植生高を脱し、又は同程度となり、生育に支障がなくなった時期とする。

【変更計画】

第3 森林の整備に関する事項

3 間伐及び保育に関する事項

イ 主要な樹種の保育の時期等の目安は、次のとおりとする。

作業種別	樹種	保育作業の年次別計画																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
下刈	カラマツ	←			→													
	トドマツ																	
	エゾマツ	←																
	アカエゾマツ																	
つる切・除伐	カラマツ						←										→	
	トドマツ																	
	エゾマツ									←								→
	アカエゾマツ																	

表中の\*は標準的な実施年の範囲を示している。

注1) 春植を基準としているので、秋植は植付年度の翌年を1年目と読み替える。

2) 下刈については、地拵方法の違いによる植生の回復状況や植栽樹種の特徴を踏まえるなど可能な限り回数の削減をする。

3) つる切・除伐の実施回数については、通常1回とし、現地の状況により必要と判断される場合のみ実施する。

ウ 保育の作業方法

(ア) 下刈

下刈については、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために行うものとする。

下刈の終了時点の目安は、樹種、植生の種類により異なるが、成林に支障がないと判断された時期とする。

【現行計画】

Ⅲ 別表

別表4 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

ア 開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km、面積：ha

種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考	
自動車道 (管理)	林業専用道	苫小牧市	錦岡3号線	1.8	90		1-1		
	林業専用道	苫小牧市	丸山10号線	1.0	125	○	1-2		
	林業専用道	苫小牧市	糸井2号	3.1	174		1-3		
	林業専用道	苫小牧市	苫小牧11号線	1.5	42		2-4		
	林業専用道	苫小牧市	樽前第4	2.8	130		3-5		
	小計		5 路線		10.2	561			
	林業専用道	白老町	白水沢支線	1.1	58	○	4-6		
	林業専用道	白老町	飛生	1.9	86		4-7		
	小計		2 路線		3.0	144			
	林業専用道	むかわ町	新登川1号	0.5	162	○	5-8		
	林業専用道	むかわ町	新登川2号	0.5	107	○	5-9		
	林業専用道	むかわ町	坊主山支線	1.1	67	○	6-10		
	林業専用道	むかわ町	シュッタ17号	2.1	65		6-11		
	小計		4 路線		4.1	401			
	管理計			11 路線	17.3	1,106			
合計			11 路線	17.3	1,106				

注1) 四捨五入の関係から合計は必ずしも一致しない。

注2) 開設には新設する路線以外に、既存の作業道を改良等により林業専用道に繰り入れするものを含む。

注3) 林道開設計画図については、北海道森林管理局計画課に備え置く。

【変更計画】

Ⅲ 別表

別表4 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

ア 開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km、面積：ha

種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考	
自動車道 (管理)	林業専用道	苫小牧市	錦岡3号線	1.8	90		1-1		
	林業専用道	苫小牧市	丸山10号線	1.0	125	○	1-2		
	林業専用道	苫小牧市	糸井2号	3.1	174		1-3		
	林業専用道	苫小牧市	苫小牧11号線	1.5	42		2-4		
	林業専用道	苫小牧市	樽前第4	2.8	130		3-5		
	林業専用道	苫小牧市	勇振第2	1.7	39	○	7-12		
	小計		6 路線		11.9	600			
	林業専用道	白老町	白水沢支線	1.1	58	○	4-6		
	林業専用道	白老町	飛生	1.9	86		4-7		
	小計		2 路線		3.0	144			
	林業専用道	むかわ町	新登川1号	0.5	162	○	5-8		
	林業専用道	むかわ町	新登川2号	0.5	107	○	5-9		
	林業専用道	むかわ町	坊主山支線	1.1	67	○	6-10		
	林業専用道	むかわ町	シュッタ17号	2.1	65		6-11		
	小計		4 路線		4.1	401			
	管理計			12 路線	19.0	1,145			
	合計			12 路線	19.0	1,145			

注1) 四捨五入の関係から合計は必ずしも一致しない。

注2) 開設には新設する路線以外に、既存の作業道を改良等により林業専用道に繰り入れするものを含む。

注3) 林道開設計画図については、北海道森林管理局計画課に備え置く。